

消費者支援機構福岡発 2023-028 号
2023 年 10 月 18 日

アプライド株式会社 御中

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 平 田 広 志
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 18 番 16 号
博多駅前 1 丁目ビル 302 号
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 前田 美穂
TEL 093-201-0450 / FAX 093-777-8782

アプライドスタープラチナプレミアムW・G会員規約等に関する申入れ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構は、消費者の権利確立を目指し、さまざまな消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡地域の弁護士、司法書士、消費生活専門相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって 2009 年 9 月に設立され、2010 年には福岡県知事より特定非営利活動法人(NPO法人)として、2012 年 11 月 13 日に勧誘行為および不当契約条項について差止請求訴訟を提起する権限を有する適格消費者団体として内閣総理大臣による認定を受けております。

さて、貴社と当機構との間におきましては、2019 年 11 月 28 日、福岡地方裁判所 平成 27 年(ワ)第 3336 号解約金条項等使用差止請求事件につき裁判上の和解が成立しております。そして、同和解条項第 1 項において、「(1) 被告は、『アプライドスタープラチナプレミアムW・G会員規約』第 12 条第 1 項記載の中途解約違約金について、違約金額が契約プラン終了までの残月数に月額料金を乗じた金額の 20 パーセントを超えない額となるように、前記会員規約を変更する。

(2) 被告は、併せて、申込みより 6 か月未満での解約については、第 1 項 (1) の会員規約第 6 条第 3 項及び第 4 項に定める本サービスを本会員が一度も利用していないことを被告が確認した場合に限り、中途解約違約金を全額免除するという内容になるように、同項 (1) の会員規約を変更する。」と定められております。しかしながら、2023 年 10 月 1 日現在において用いられている「アプライドスタープラチナプレミアムW・G会員規約 Vol.9」の第 12 条第 1 項但書には、「但し、申込より 6 ヶ月未満での解約については、加入特典として商品の値引きサービスを受けた方または加入特典プレゼントを受領された方を除き、第 6 条第 3 項、第 4 項の各プランに定める本サービスを本会員が一度も利用していないことを弊社が確認した場合に限り、解約違約金を全額免除するものとします。(下線は当機構)」として、加入特典として商品の値引きサービスを受けた場合または加入特典プレゼントを受領した場合に利用申込みより 6 ヶ月未満における中途解約違約金の全額免除につき除外規定が定められています。そして、このような除外規定は、上記和解条項第 1 項に反するものと言わざるを得ません。

つきましては、アプライドスタープラチナプレミアムW・G会員規約 Vol.9」の第 12 条第 1 項但書における上記下線部分につき、2023 年 11 月 10 日までに削除されるよう本書面をもって申入れをいたします。なお、期限までにその削除を確認することができない場合には、直ちに強制執

行の申立てに着手することを申し添えます。

また、「スタープラチナプレミアム スマホ/タブレットPCサポートサービス付きWG60ROYALアシストプラン会員規約 Vol.2」の第12条第1項においても「申し込みより6ヶ月未満の解約で、加入特典として商品やサービスの割引を受けた方、または加入特典商品を受領された方を除き、会員規約第6条に定める本サービスを一度も利用していないことが弊社で確認された場合、解約違約金は全額免除されます。(下線は当機構)」として、6ヶ月未満における中途解約違約金の全額免除につき除外規定が定められています。しかしながら、上記和解条項第2項(2)は、アプライドスタープラチナプレミアムW・G会員規約のほか、「消費者からの月額料金を対価として、パソコン等の保守、メンテナンス及びサポートサービスを提供する契約に関する会員規約」につき、「申し込みより6か月未満での解約については、パソコン等の保守、メンテナンス及びサポートサービスを消費者が一度も利用していないことを被告が確認した場合に限り、中途解約違約金を全額免除するという内容になるよう」当該会員規約を変更するものと定めており、同会員規約第12条第1項の上記下線部分の例外規定は、同和解条項第2項(2)に反するものと言わざるを得ません。

したがって、同会員規約第12条第1項の上記下線部分についても、2023年11月10日までに削除されるよう本書面をもって申入れを行うとともに、期限までにその削除を確認することができない場合には、直ちに強制執行の申立てに着手することといたします。

本書面においては、「アプライドスタープラチナプレミアムW・G会員規約」および「スタープラチナプレミアム スマホタブレットPCサポートサービス付きWG60ROYALアシストプラン会員規約 Vol.2」の2件につき申入れをさせていただきましたが、そのほかに貴社が使用されている「消費者からの月額料金を対価として、パソコン等の保守、メンテナンス及びサポートサービスを提供する契約に関する会員規約」については、その内容を確認することができませんでした。つきましては、本申入れに対する貴社のご回答と併せて、これら関連する会員規約についても、2023年11月10日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。また、本申入れにおいて指摘のない条項につき、当機構において、当該条項が正当である旨承認する趣旨ではありませんので、その点についてもご留意ください。

敬具